**令和3年度の法改正により、虐待の発生又は再発防止のため、必要な措置を講じなければならないこととなっています。令和6年3月31日までは努力義務ですが、令和6年4月1日からは義務化となりますので、早めの対応をお願いいたします。**

**以下の資料について、管理者のみならず、全職員が確認していただき、高齢者虐待を起こさない取り組みを行ってください。**

**１．養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義等について**

（１）「高齢者」の定義

「高齢者」は「**65歳以上の者**」と定義されている。

※「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）（以下、高齢者虐待防止法）（第 2 条第 1 項）

（２）「65 歳未満の者」に対する虐待の場合

　高齢者虐待防止法の定義に従うと、形式的には65歳未満の者には適用されないことになるが、保護すべき必要があるという点においては **65 歳以上の者に対する虐待と変わりない。**

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられているが（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）、**介護保険法にいう「被保険者」は 65 歳以上の者に限られてはいない。**（介護保険法第 9 条）

また、老人福祉法では、相談や措置の対象者を原則として「65 歳以上の者」と定義し、「**65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者**」も措置の対象者に含めている。

なお、障害者虐待防止法が成立したことにより、平成 24年10 月1日より高齢者虐待防止法が一部改正され、**養介護施設・事業所を利用する65歳未満の障害者**については高齢者とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する**規定が適用される**こととなる。

**２．「養介護施設従事者等」の定義**

　「**養介護施設従事者等**」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者となっている（第 2 条第 5 項）。これには、直接介護に携わる職員のほか、**経営者・管理者層も**含まれている。

「養介護施設」「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおり。

**高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 養介護施設 | 養介護事業 | 養介護施設従事者等 |
| 老人福祉法による規定 | ・老人福祉施設  ・有料老人ホーム | ・老人居宅生活支援事業 | 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者 |
| 介護保険法による規定 | ・介護老人福祉施設  ・介護老人保健施設  ・介護療養型医療施設  ・地域密着型介護老人福祉施設  ・地域包括支援センター | ・居宅サービス事業  ・地域密着型サービス事業  ・居宅介護支援事業  ・介護予防サービス事業  ・地域密着型介護予防サービス事業  ・介護予防支援事業 |

なお、老人福祉法の改正により、平成 18 年 4 月から有料老人ホームの対象が拡大した。

（老人福祉法第 29 条）

1. 人数要件の廃止（改正前は 10 人以上）
2. 提供サービス要件の拡大（「食事の提供」、「入浴、排せつ若しくは食事の介護の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のいずれかの提供があれば有料老人ホームに該当する） 特に、②については提供サービスを他へ委託して供与する場合であっても、または将来提供するという約束であっても該当することとされている。

　このような要件に該当する場合には、届出がなされていなくとも、老人福祉法に基づく都道府県の立入検査や改善命

令の対象となる。

届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、仮に**届出がなくとも有料老人ホームに該当すれば**老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく**立入検査や改善命令の対象**となり、改善命令をしたときには、その旨を公示しなければならないこととされているため、届出の有無にかかわらず、適切な運営が行われるよう指導していただきたい。

出典：平成 21 年 5 月 28 日付老振発第 0528001 号「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」

　また、対象となる施設・事業所が「養介護施設」「養介護事業」に該当しない場合には、「養護者による高齢者虐待」として対応することが必要である。いかなる施設・事業所であっても高齢者虐待が疑われる場合には、法の趣旨に則り適

切な対応を行うことが求められている。

「養介護施設従事者等」及び「養護者」の解釈について

有料老人ホームとしての届出の有無にかかわらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するものであれば、そこで業務に従事する者は養介護施設従事者等に該当するものであること、また養介護施設従事者等に該当しない場合であっても、法第 2 条第 2 項に規定する「養護者」に該当し得るものであることから、法第 11 条に

基づく立入調査の実施など、適切な対応を行うことが必要である。

出典：平成 23 年9 月 16 日付事務連絡「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』の適切な運用について」（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室）

**３．虐待の定義と類型**

|  |
| --- |
| イ　**身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  ロ　**介護・世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者を養護　　 　　すべき職務上の義務を著しく怠ること。  ハ　**心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える 　　言動を行うこと。  ニ　**性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。  ホ　**経済的虐待**：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。これら 　　の定義は、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生 　　命、健康、財産が損なわれるような状態に置かれること」ととらえたうえで、高齢者虐待防止法の対象となる行為を規 　　定したものということができる。 |

※高齢者虐待防止法（第 2 条第 5 項）より

**４．養介護施設従事者等による高齢者虐待の具体例**

以下では、類型別に高齢者虐待に該当する行為を例示している。ただし、ここに**例示する行為のみが高齢者虐待に該当するわけではない。**確認された行為が虐待に該当するかどうかの判断は、法の趣旨や虐待の定義に照らし合わせ、事**実に着目し客観的・総合的に判断**する必要がある。

**養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 具体的な例 |
| イ 身体的虐待 | ①暴力的行為※  ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。  ・ぶつかって転ばせる。  ・刃物や器物で外傷を与える。  ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。  ・本人に向けて物を投げつけたりする。など  ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為。  ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。  ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。  ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。  ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など  ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 |

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 具体的な例 |
| ロ 介護・世話の放棄・放任 | ①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為  ・入浴しておらず異臭がする、髪、ひげ、爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。  ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。  ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。  ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。  ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。  ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など  ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為  ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。  ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など  ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為  ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。  ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など  ④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置  ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など |
| ハ 心理的虐待 | ①威嚇的な発言、態度  ・怒鳴る、罵る。  ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。など  ②侮辱的な発言、態度  ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。  ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。  ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。  ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など  ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度  ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。  ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。  ・話しかけ、ナースコール等を無視する。  ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。  ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など  ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為  ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。  ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など  ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為  ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。  ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。  ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など  ⑥その他  ・車椅子での移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。  ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。  ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。  ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。  ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など |
| ロ 介護・世話の放棄・放任 | ①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為  ・入浴しておらず異臭がする、髪、ひげ、爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。  ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。  ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。  ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。  ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。  ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など  ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為  ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。  ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など  ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為  ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。  ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など  ④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置  ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など |

※身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができる。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）

**５．身体拘束**

介護保険制度施行時から介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止している（介護保険指定基準における身体拘束禁止規定）。

身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられる。そのため、**「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為**と考えられる（※障害者虐待防止法では、身体拘束は虐待に該当することが定義づけられている）。

ここで、緊急やむを得ない場合とは、以下の **3 要件をすべて満たすこと**が定められており、一つでも要件を満たさない場合には指定基準違反となることに注意が必要。

この緊急やむを得ない場合はあくまでも例外的な緊急対応措置であると捉える必要がある。家族等からの同意書があるという理由で長時間にわたって身体拘束を続けたり、施設として身体拘束廃止に向けた取組みを怠ることなども指定基準に違反する行為となる。

**・緊急やむを得ない場合の３要件**

|  |
| --- |
| **○切 迫 性**：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。  **○非代替性**：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。  **○一 時 性**：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 |

※手続きの手順

・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当職員個人又はチームではなく、施設全体で行えるように、関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。

・また、身体拘束の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要。

・常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

・身体拘束の態様・時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要。

**・身体拘束の具体例**

|  |
| --- |
| ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。  ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。  ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。  ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。  ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。  ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。  ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。  ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。  ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。  ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

# ６．虐待かなと思ったら・・・

訪問先や施設内等で「これって虐待かな」と思う事例があった場合には、介護保険課へ通報・相談をお願いします。

連絡を受けた内容等については、必要に応じて、本人や養護者、施設等に聞き取り調査等を実施します。

事実確認等の結果、虐待と認められる場合には、対象者等に必要な対策等を講じていきます。

なお、通報・相談いただいた個人が特定されないよう配慮いたします。

連絡先

宝塚市介護保険課　℡：0797-77-2136